

秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～30日(金)

秋の全国交通安全運動が9月21日(水)～30日(金)の10日間「やさしさが走るこの街 この道路」をスローガーンに実施されます。

今回は運動の基本を「子どもと高齢者の交通事故防止」とし、①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に反射材用品などの着用の推進および自転車前

照灯の点灯の徹底) ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ③飲酒運転の根絶 ④二輪車の交通事故防止の4点を重点に運動を推進します。

市内でも期間中、東久留米交通安全協会を中心に交差点での安全指導を行います。

これから冬が近づくとつれ日没時間がだんだんと早くなり、夕方はあつという間に薄暗くなります。自転車に乗る際は、夜間はもちろん、夕暮れ時でも必ずライトを点灯しましょう。

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です
記録の残る昭和43年以降、国内で交通事故による犠牲者が無い日は、一日もありません。今年市内では、8月15日

健康保険特別会計補正予算(第1号)▼平成23年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)▼平成23年度東久留米市一般会計補正予算(第1号)▼

詳しくは田無警察署 ☎467・0110 または市都市計画課 街路交通計画係 ☎470・7768 へ。

23年 第3回市議会定例会を 9月22日(木)まで開催中

23年 第3回市議会定例会が9月1日(木)～22日(木)の22日間の日程で開催中です。今回の議会上程された市長提出議案は次の通りです。

▼東久留米市教育委員会委員の任命について▼東久留米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例▼平成23年度東久留米市国民

平成23年度表彰式典の開催 10月1日(土)まろにえホールで

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、市の公益の増進に寄与し、市民の生活と文化の向上に特に功労のあった方を表彰します。

今年も午前10時からまろにえホール(生涯学習センター)で表彰式典を開催し、表彰状を68人の方と7団体に、感謝状を2人の方に贈呈します。

受賞者は次の通りです。

【表彰状】保健衛生功労=10人▽社会福祉功労=21人▽防災功労=14人▽行政功労=2人▽住民自治功労=3人▽産業技能功労=7人▽善行=1人と6団体▽市民体育功労=3人▽文化功労=5人▽特別栄誉スポーツ功労=1団体▽自治功労=2人

【感謝状】土地の寄附=2人

詳しくは企画調整課秘書広報担当 ☎470・7712 へ。



昨年度の受賞者の皆さん

ペットの飼い主の皆さん 飼育マナーとルールの確認を

犬や猫などのペットに関するトラブルが後を絶ちません。ペットの世話、健康管理、しつけは飼い主の務めです。飼育マナーとルールの確認をお願いします。

正しく愛情を持って終生飼育を

ペットは愛情を注ぐだけの存在ではありません。共に暮らし、心を通い合わせられる命ある存在です。誤った飼い方は近隣の方とのトラブルを生じる原因にもなります。また、動物への虐待、ペットの遺棄は法律で罰せられます。飼い主は責任と愛情を持って終生飼育しましょう。

健康保険特別会計補正予算(第1号)▼平成23年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)▼平成23年度東久留米市一般会計補正予算(第1号)▼

詳しくは議会事務局 ☎470・7789 へ。

身元の表示

迷子になったペットが飼い主のもとに戻れないケースは少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子のペットの発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他のペットには名札などを付けましょう。

散歩時のルール

犬の散歩時は必ずリード(引き綱)でつなぎましょう(都条例)。また、ペットのおしっこはすぐに水で流し、ふんは持ち帰りましょう。市では「東久留米市ポイ捨て等の防止及び路上喫煙の規制に関する条例」で飼い犬などのふんの放置を禁止しています。

災害に備える

災害が発生した場合、家が壊れたりして避難することになったときは、事情の許す限り動物を同行して避難してください。普段から「人やほかの動物を怖がらない」嫌がらずにケージに入る「トイレは決められたところにする」などのしつけをしておきましょう。動物のための防災用品(3日分以上の食事と水など)も用意しておきましょう。

猫の飼育は屋内で

最近の交通・住宅事情を考えると、猫の飼育は屋内が望ましいです。

美しいと言えます。猫は家具などを利用して上下運動ができる環境があれば、家の中で飼うことができます。専用トイレ、爪とぎなども用意しましょう。また、猫は年に2～3回出産し、すぐに増えてしまいます。望まない猫の繁殖を防ぐためにも、不妊・去勢手術をしましょう。



飼い主のいない猫

地域の実情に合わせ、人と猫の調和の取れたまちづくりをする「地域ねこ」の考え方を

動物愛護ふれあいフェスティバル開催
9月20日(土)26日は動物愛護週間です。都では動物愛護ふれあいフェスティバルを開催

災害時、お一人での避難が困難な方の申請を受け付けます

市では、地震や火災、洪水などの災害が発生したときに、自力での避難が困難な方を対象に迅速・的確に安否確認や避難の介助を行う「災害時要援護者登録・支援制度」を実施するため、要援護者登録の申請受け付けを随時行っています。

申請書の配布と受け付けは、防災防犯課(市役所2階)・障害福祉課・介護福祉課(市役所5階)

東村山都市計画生産緑地地区の変更(東久留米市決定)案の公告と縦覧を行います

【縦覧期間】土曜・日曜日(祝日を除く)10月11日(火)～25日(火) 午前9時～午後5時

詳しくは同課担当 ☎470・7782 へ。

国民年金

国民年金保険料の前納制度をご利用ください

国民年金には、月々の保険料をまとめて払うことができます。前納制度があります。前納(一年前納または半年前納)もありません。前納制度についての問い合わせと納付書の請求は、武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411 へ。

国民年金

国民年金保険料の前納制度をご利用ください

国民年金には、月々の保険料をまとめて払うことができます。前納制度があります。前納(一年前納または半年前納)もありません。前納制度についての問い合わせと納付書の請求は、武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411 へ。

市税などの納付にご協力ください

9月30日(金)は、国民健康保険税第3期、後期高齢者医療保険料第3期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729 へ。

国民年金

国民年金保険料の前納制度をご利用ください

国民年金には、月々の保険料をまとめて払うことができます。前納制度があります。前納(一年前納または半年前納)もありません。前納制度についての問い合わせと納付書の請求は、武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411 へ。